

長門市監査公表第1号

令和7年（2025年）3月7日付け長監査委第71号-1の定期監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年10月29日

長門市監査委員 岡村 節子

長門市監査委員 吉津 弘之

長 企 総 行 第 206 号

令和7年(2025年)10月23日

長門市監査委員 様

長門市長 江 原 達 也

令和6年度定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和7年(2025年)3月7日付け長監査委第71号-1により提出のありました定期監査結果報告書において、改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

■令和6年度定期監査の結果に関する報告に係る措置の状況

監査の結果	措置の内容
<p>1 支出事務について</p> <p>(1) 観光政策課、市民活動推進課、農林水産課</p> <p>支払の時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」を準用しているところであり、契約書等により支払時期を定めた場合は、相手方から適法な支払請求書を受領して30日以内（工事代金は40日以内）、定めていない契約においては、15日以内（工事代金についても同様）に支払わなければならないこととなっている。</p> <p>しかしながら、請求書を受領した後、相当の日数を要して支払いを行っていたものがあった。</p> <p>支払遅延は、相手方に経済的な負担を与えることとなるのはもとより、場合によっては遅延利息も発生することから、期限内の支払いを徹底するよう留意改善されたい。</p>	<p>(1) 観光政策課、市民活動推進課、農林水産課</p> <p>課内全体に適正な事務処理に努めるよう周知徹底を図った。</p> <p>また、請求書を受領した場合は、速やかに処理するよう職員に指導している。</p> <p>その他、確認作業の改善や処理が遅い案件については、都度注意するなど職員の意識改善を図るようにしている。</p>